

令和5年度 第1回高知県いじめ問題対策連絡協議会
《議事録（概要）》

- 1 日時 令和5年7月28日（金）15時30分～17時00分
- 2 場所 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階 桜
- 3 出席者
- | | |
|----------|---------------------------|
| 濱田省司（会長） | 高知県知事 |
| 国見佳延 | 高知県小中学校長会 会長 |
| 北村晋助 | 高知県高等学校長協会 副会長 |
| 橋本和紀 | 高知県私立中高等学校連合会 会長 |
| 林真希 | 高知大学教育学部附属小学校 副校長 |
| 佐竹大樹 | 高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会 会長 |
| 池永彰美 | 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長 |
| 阿形恒秀 | 千里金蘭大学 教授 |
| 川竹佳子 | 高知弁護士会 |
| 吉川清志 | 高知県医師会 常任理事 |
| 池雅之 | 高知県臨床心理士会 会長 |
| 入野博 | 高知県市町村教育委員会連合会 理事 |
| 藤原祐三 | 高知市教育委員会人権・こども支援課 生徒指導対策監 |
| 藤原哲朗 | 高知地方法務局人権擁護課長 |
| 山地和 | 高知県子ども・福祉政策部長 |
| 長岡幹泰 | 高知県教育長 |
| 岡崎弘明 | 高知県警察本部生活安全部参事官兼生活安全企画課長 |
| 藤田靖 | 高知県中央児童相談所長 |

4 概要

会長挨拶

本日は、本協議会にご参加いただき、委員各位には誠に感謝している。新たに就任された委員の方々にも、よろしくお願い申し上げます。

平成26年度の設立以来、当協議会は、本県のいじめ対策の基本方針である「高知県いじめ防止基本方針」の策定及び改定、いじめ防止の実践的マニュアルである「『高知家』いじめ予防等プログラム」及び追補版の作成と周知、近年のネットを通じたいじめの増加を踏まえたネット問題に対応したルール作りの必要性の発信等、本県が実施するいじめ対策の基本となる事項について協議し、実行に移してきた。

今回は、前回の協議会でいただいた意見に対する対応について報告をさせていただくとともに、コロナ禍といった大きな変化を経た現在、県のいじめ防止基本方針についても、見直しを議論する時期にあり、協議を始めていただきたい。

委員の皆様には、本県のいじめ問題に関する現状と課題について理解いただいた上で、本県のいじめ防止対策について、さらにレベルアップしていけるようお力添えいただきたい。

委員（進行）

事務局より、令和4年度第2回連絡協議会での協議内容を踏まえた対応、及び高知県のいじめの状況について説明をお願いする。

事務局 <資料1に基づき説明>

令和4年度第2回協議会で、ご意見をいただいた内容についてのその後の対応及び進捗状況について説明する。第2回協議会では、「多様な子どもたちへの支援について」というテーマで、主に高知県のいじめ防止対策と高知県の不登校対策についてという2つの視点で協議いただいた。

いじめ防止対策としては、委員の方々から、『高知家』いじめ予防等プログラムの一層の活用、道德教育の推進、スクールロイヤーの有効活用、改訂版「生徒指導提要」に沿ったいじめ防止等の取組の推進等についてのご意見をいただいた。『高知家』いじめ予防等プログラムの一層の活用については、毎年、すべての学校の生徒指導主事を対象に活用例などの研修を行っており、本年度も生徒指導主事会や校長会等での周知啓発も継続して行っている。道德教育の推進としては、学校、家庭、地域が一体となって道德教育を推進するために、道德教育副読本「高知の道德」の一部改訂、配布を予定している。スクールロイヤー活用事業についても、より一層の活用を促進するため、申請手続等にかかる期間を短くするよう見直しを進めている。

不登校対策については、教育委員会事務局内の不登校対策プロジェクトチーム会や、本年度6月に設置された高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会において協議を進めているため、本日は資料をご覧くださいのみとする。

事務局 <資料2に基づき説明>

続いて、高知県のいじめの状況を説明する。図1は、全国と高知県のいじめの認知件数を千人率で示したものである。県の数値は、全国より高くなっているが、法に則り、初期段階のものも含めて積極的に認知し早期発見・早期対応につなげる、という教職員の意識の向上と学校の体制整備が進んでいることによるものと考えられる。図2は、高知県の公立学校でのいじめの様態を示している。ひやかしや悪口が半数以上となっており、全国と概ね変わらない傾向である。図3は、いじめの認知件数を校種別に示したものである。

表1では、県内のネットいじめの認知件数を示している。いじめの認知件数全体に占める割合は低いが、ネットいじめは潜在化しやすく認知が進みにくいところからも、いじめを生まない環境づくり、未然防止、早期発見・早期対応すべてに渡る取組が求められている。

以上のように、積極的認知や早期対応につながる体制整備が進んでいる一方、重大事態も発生している。図4は、いじめの重大事態の発生率を国と県で比較したもので、県での発生率は全国に比べて高くなっているが、これも、法に基づいて、疑いの段階から重大事態と捉えて報告・調査など、早期対応することが重要であることを、校長会などで周知徹底してきたことと関わりがあると捉えている。また、不登校重大事態と呼ばれる2号事案は、国は30日の欠席を目安に報告することになっているが、県立学校では欠席が7日を超えた段階で報告を求めており、各市町村にも県の対応について周知しているところである。

高知県いじめ防止基本方針に基づく主要な取組について

委員（進行）

今回は、高知県いじめ防止基本方針に基づく主要な取組について、及び高知県いじめ防止基本方針の改定という2つのテーマで協議を進めていく。まず、高知県いじめ防止基本方針に基づく主要な取組について、事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料3に基づき説明>

資料は、関係各所から提出いただいた個票に示された事業の取組を、生徒指導の4層構造に基づいて整理した分類表である。個票は資料3の後ろにつけてあるので、ご参照願いたい。表の左端、縦列の1から4は、上から、いじめを生まない環境づくり、いじめの未然防止、いじめの早期発見・対応、いじめの重大事態化の防止として、生徒指導の4層構造を示している。横の列のAからDが、左から、児童生徒を対象とした取組、学校・教職員を対象とした取組、関係機関を対象とした取組、家庭・地域を対象とした取組となっている。今回は上段1、2に関する取組を中心に関係各課より紹介し、次回2回目の会議において、下段3、4の取組を紹介することとしたい。なお、本課の事業については、斜体で示しているが、本日は時間の関係上、説明は省かせていただく。

特別支援教育課には、B 学校・教職員を対象とした取組、C 関係機関を対象とした取組に関する事業について、次に、生涯学習課には、D 家庭・地域を対象とした取組を進める事業について、幼保支援課には、CとDにまたがる取組を進める事業を、最後に子ども家庭課には、Cの取組を進める事業について説明をお願いしたい。

特別支援教育課 《個票8ページ、9ページに基づいて説明》

個票の8ページは、小・中学校における取組、9ページは高等学校における取組となっており、取組内容が似ているため、本日は、8ページのNo.8 小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進を用いて説明する。

概要の欄に記載しているとおり、小・中・高等学校の通常の学級に在籍する発達障害等のある、特別な支援を必要とする児童生徒が、将来必要な力を身につけることができるように支援の充実を図る取組である。小・中学校であれば、各教育事務所の特別支援教育専任の指導主事である特別支援教育地域コーディネーターが、県立の中・高等学校であれば特別支援教育課の指導主事が、要請に応じて学校を訪問する。また、必要に応じて医師や大学教授、言語聴覚士などの外部専門家も同行し、校内支援体制に関する助言や児童生徒の指導支援に関する助言を行う。これらにより、校内における児童生徒への理解が進み、学校の組織的な取組につなげていく。到達目標は、いただいた助言等を個別の教育支援計画に記載し、支援の充実につなげることであり、支援計画が作成されていない児童生徒については、計画を作成していただく。作成状況は、小学校では80.9%と増加してきている。個別の計画に基づき、全教職員が共通理解のもと障害特性に合った指導支援ができるようになると、障害のある子どもも仲間として大事にされる学校、いじめを生まない環境づくり、いじめの未然防止につながっていると考えられる。

生涯学習課 《個票15ページ、16ページに基づいて説明》

資料3の分類に従い、Dの家庭・地域を対象とした取組の2段目に記載している地域学校協働本部の取組（個票16ページ）、Dの3段目に記載あるのPTA活動振興事業（個票15ページ）の順で説明する。

始めに、地域学校協働本部の取組について説明する。平成20年度から学校の教職員や保護者だけでなく、地域の方々によるボランティア等が参画して、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の設置促進等に取り組むとともに、この地域学校協働本部の発展を強化し、民生委員・児童委員の参画等により、厳しい環境にある子どもたちへの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」の取組を進めている。令和4年度末現在、地域学校協働本部の小・中学校、義務教育学校における設置率は96.4%となっており、令和5年度には98.5%とする予定である。また、高知県版の地域学校協働本部の仕組みを構築した比率は、小・中学校、義務教育学校は91.6%となっている。厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守り、育てる体制が強化されていると考えている。

続いて、個票15ページのPTA活動振興事業については、具体的な取組として、PTA・教育行政研修会を開催している。このPTA・教育行政研修会は学校、保護者、行政が共通の課題意識を持ち、子ども

もたちを取り巻く状況の改善に向けてPTAができることを考え、行動につなげることを目的に、毎年適宜で設定し、県内の7地区において実施している。令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などにより、7地区中4地区の開催となったが、テーマ別の研修会として、いじめ問題、家庭、PTA、地域でできることをテーマに、関係各課よりいじめ問題に関することや、いじめを生まないために大人ができること、子どもの様子を見守る視点について説明を行い、『高知家』いじめ予防等プログラム』についてPTAの皆様にご覧いただき、限られた時間ではあるが意見交換などの考えていただく時間を設けることができた。本研修会で学んだことを持ち帰り、それぞれの学校のPTA(単位PTA)につなげた割合は91.3%となっている。多くの学校のPTAの取組につなげることができたと考えており、本年度は、県内7地区での実施を考えている。

幼保支援課 《個票10ページ、11ページに基づいて説明》

本県のいじめ防止基本方針において、いじめの未然防止という観点から、幼児期の段階から子どもの自尊感情を育む、あるいは発達段階において相手を思いやる気持ちを育む、といった取組が位置づけられており、幼保支援課では、個票10、11ページのタイトルにあるように、親育ち支援として、保育所などの保護者への働きかけを通じて、子ども自身が愛されていると実感することで自尊感情を高めることができるよう、保護者の親としての育ちを支援している。

まず、個票10ページの「親育ち支援啓発事業」の実施内容としては、保育士等が保護者を支援する力を高めるための保育者研修(令和4年度は48回、園を訪問して研修を開催)、保護者に直接、良好な親子関係、子どもへの好ましい関わり方などを学んでいただくための保護者研修(各園の参観日等の行事に合わせて各保育所ごとに開催、令和4年度は64回開催)がある。各園での研修の手伝いをしたり、元園長等をアドバイザーとして派遣し、支援をしている。なお、こうした研修になかなか参加できない保護者のために、本年2月からYouTubeで子育てに役立つコツを解説するという動画を配信して、広くPRしている。

続いて、個票11ページの「親育ち支援保育者スキルアップ事業」は、親育ち支援を各園で組織的・計画的に行うことができるようにするための支援であり、具体的には、各園に1名、親育ち支援担当の配置をお願いして、現在100%の配置となっている。その方が中心となって支援に取り組めるよう、一番下の実施内容に記載しているような講座、研修、交流会等々を開催している。

子ども・家庭課 《個票27ページ、該当事業のリーフレットに基づいて説明》

子ども家庭課からは、地域における子どもの居場所づくり、子ども食堂の取組について説明する。子ども食堂は、地域で、安全に安心して過ごせる居場所の一つとして設置を促進しており、令和4年度末で、22市町102か所で設置されている。子ども食堂の役割は大きく2つあり、1つは食事の提供を通じた子どもや若者と地域住民の地域交流であり、もう1つは子どもや保護者を地域で見守り、課題を認め、支援につなぐ場である。

実施内容の中にある、子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくりについては、別途配布のパンフレット「高知型地域共生社会の実現に向けた市町村の包括的支援体制の整備等ポイント」により、説明する。パンフレット2ページの「高知型地域共生社会イメージ」のとおり、2つの柱で施策を構成している。柱1は「縦糸」としての、市町村の包括的な支援体制の整備を促進し、どんな困りごとでも受け止める仕組みづくりであり、柱2は「横糸」としての、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりの展開である。下欄に記載の「高知家地域共生社会推進宣言」は、昨年10月に知事、全市町村長、全社会福祉協議会会長で行い、オール高知で取組を進めている。

「縦糸」としての「包括的な支援体制のイメージ」の一つとして、パンフレット3ページ一番下にある

ように、孤独と孤立を防ぐとともに、自分に合った居場所が選択できるよう、子ども食堂を含め、あったかふれあいセンターなど、多様な主体の活動を支援している。

また、4ページの「横糸」としてのつながりの再生に向けたネットワークづくりの取組の一つとして、ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトを展開している。

次に、別途配布のチラシ「気づいてつなぐ高知地域共生社会研修」で、子ども食堂のボランティアなど、地域で活躍している方々を対象に、「気づいてつなぐ」ソーシャルネットワークの概要と実践のポイントを学んでいただく研修を実施している。子ども食堂は、子どもや保護者、地域住民をつなぐ「高知型地域共生社会」の重要な居場所であり、引き続き県内全域で展開されるよう積極的に進めるとともに、困った人を見逃さず、必要な支援につなげるための重層的できめ細かな支援の網の目づくりを進めていく。

委員（進行）

以上の説明について、質問、意見等があればお願いしたい。また、高知県のいじめ問題対策について、今後必要な取組等についてご助言、ご意見等あればいただきたい。

委員

先程の説明のように、重層的支援構造に基づき、県のさまざまな取組を整理されたことは非常に意義深いことだと考える。それぞれの取組が相互にどう関連しているのか、何よりもいろいろ分担していくなかで、県全体としてのいじめ防止対策の全体像がより立体的に浮かび上がったように思われる。

ただ、生徒指導提要の改訂の中では、困難課題対応的生徒指導から、発達支持的及び課題予防的生徒指導にシフトしていかなければならないと感じられる部分もあるが、その点について、気になるところもあるので補足したい。

困難課題対応的生徒指導、課題予防的生徒指導、発達支持的生徒指導、本来これらはどれが上位の概念で、どれが下位の概念であるといった軽重の概念ではなく、全てが大事、すべてそれぞれが関係し合っているという概念である。その中で、どうして困難課題対応的から発達支持的等への転換が必要とされているかという、2011年の大津の事案、13年のいじめ防止対策推進法の制定を経て、いじめはあってはならないという、ある種の社会的圧力が強まるなかで、どうしても現場には、とにかくいじめという課題が起きたときの対応に軸足を置きがちになる、言い換えれば、監視・禁止という観点から児童生徒と関わっていくという傾向がおそらくあった。そのことを念頭に置いて、監視・禁止も大事だが、そのベースになる集団づくりとか子どもの成長支援ということがあって、そういう意味で、困難課題対応的から発達支持的等への転換が必要であると書かれていると私は理解している。決して、困難課題対応的生徒指導が大事ではない、ということを行っているわけではないということを押さえておく必要がある。場合によっては、学校現場では、逆に発達支持的な生徒指導は比較的展開しているけれども、実際の学級の中の具体的な困難課題、いじめという課題の取組がちょっと後手に回っているところも一方ではある。例えば、道徳とか特別活動等で、仲間の大切さということをテーマに熱心に指導されているが、現実的にはいくつかのクラスで「うざい」とか「死ね」とかそういった言葉が飛び交っている状態、そこに直接は関わり切れていない。このような場合、どちらかという発達支持的生徒指導はできているけれども、困難課題対応的生徒指導がちょっと不十分ということが言えるかもしれない。したがって、この3類4層のなかの、どこが今の学校でやや弱くなっているかというあたりを見ながら対応することが大事だと考えている。

今回のような形で、重層的支援構造を踏まえて様々な整理が行われたので、今後は、ぜひさらに進めて、お互いの施策がお互いにどう関係しているのかといったことも検討いただけたら、いじめ防止対策の全

体像が深まると考えられる。先ほど説明のあった、「高知型地域共生社会」では縦糸と横糸という言葉があり、中島みゆきの名曲の歌詞に「縦の糸はあなた 横の糸はわたし 織りなす布はいつか誰かをあたたためうるかもしれない」とあるが、それはきっとこのいじめ防止対策のさまざまな部署で取り組まれている、個々の取組も同じことが言えるのではないかと思われた。ということで、重層的支援構造、どれもが大事ということと、相互の関連性が大事ということ、をお話させていただいた。

委員（進行）

ただいまいただいた意見をぜひ今後に生かしていきたい。続いて、次のテーマについて、事務局から説明する。

高知県いじめ防止基本方針の改定について

事務局 《資料4に基づき説明》

資料4では、今回の高知県いじめ防止基本方針の改定に向けた見直しの背景として、世の中全体のデジタル化やオンライン化、新型コロナウイルス感染拡大の影響等の児童生徒を取り巻く社会情勢、また、そういった状況の下で、いじめ防止のために取られている国の施策、すなわち、生徒指導提要の改訂や子ども家庭庁による社会総がかりのいじめ防止対策の推進、学校だけでは対応が困難な事案に対応するための学校と警察との連携の強化、6月に出された教育振興基本計画におけるいじめ防止対策の強化を挙げている。本県においても、いじめの積極的な認知が進む一方で、いじめの重大件数が一定件数発生していること、ネットいじめやネットトラブルについても増加の傾向が見られることから、本県のいじめ防止基本方針を見直す時期に来ていると考えられる。

改定のポイントとしましては、1点目が「生徒指導提要」の改訂や、「子ども基本法」の施行等の社会の変容に伴った内容の追加や文言の修正、2点目が教育基本振興計画のなかでも述べられている、誰もが安心できる教育現場の実現に向けて必要なこと、3点目がいじめの重大事態化を防ぐための早期発見、早期対応などの取組の充実ということになる。

改定までのスケジュールとしては、本年度中にいただいた意見を反映した素案を作成し、令和6年度第1回協議会で、改定案について検討していただき、6年度中の策定を予定している。

委員（進行）

高知県いじめ防止基本方針の改定に向けて必要と考えられる視点、あるいは、盛り込んでいくべき内容等について、忌憚のないご意見をいただきたい。始めに学校に関わる委員の方より、県はいじめ防止基本方針を参酌して定めた学校の実情に応じたいじめ防止基本方針の運用に際し、工夫している点や苦慮している点等、また、今回の改定において、反映するとよい視点等のご意見をいただきたい。

委員

学校内で「いじめ防止基本方針」を見直す視点としては、教職員の研修等をどのように行っていくかということがある。関係職、生徒指導主事等を対象に研修が実施された後に、校内で研修を充実させて、確実に教職員に周知していくことが課題となっているのではないかと考えている。また、いじめの早期発見のためには、相談支援体制を充実させる校内組織をつくることとともに、若年教員への研修の充実が大切である。特に経験豊富な教員と若年教員とが率直に意見を交わす職場環境の構築をすることや、若年教員自身が学ぼうとすることができる校内研修を計画できるよう、本校では進めている。

もう一つ、「いじめ防止基本方針」の11ページに記載されているが、就学時引き継ぎシートや支援の引き継ぎシートを活用した校種間の引き継ぎが現在行われている。そのことが形骸化しないように引

き継ぎシートを活用した支援会を充実させていくことが、スムーズな就学、そして児童理解につなげるために幼小連携のなかで重要だと考えている。

委員

中学校の立場からは、学校のいじめ防止基本方針については、多くの学校で4月当初の職員会などで全教職員で確認し、定期的実施する校内意見会などで具体事例への対応について、検証も行っているという状況だと認識している。

また、各学校においては、『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した、いじめ防止に係る年間指導計画に基づいて、特別活動など様々な場面で指導支援を行っている。具体的には、中学校1年生で新たな学級の中で温かな人間関係を進めることが、他の小学校出身の生徒との間でのからかいや冷やかし、嫌がらせといったトラブルを防ぐ上で、非常に大切である。生徒間の人間関係を巡る問題については、学級の中だけにとどまらず、日々発生しており、すぐに対応する必要がある。日常のやり取りの中で、相手を傷つけていたり、言葉遣いがきつかったり、コミュニケーションがうまく取れない、といったこともあり、特別活動の中で、言葉の問題を取り上げ、言葉遣いなどについて深く考えさせるなど、合意形成や自己決定を促す、そういった早期からの人間関係づくりのプログラムというものが充実するというのも必要だと考えている。最近、特に困難な事例であるSNSによるトラブルについては、学校の中で起こるトラブルと違って、事実関係の確認すらもできないような、解決が困難な例が多くなってきている。そういう面での学校現場での苦慮といったことが出てきており、そういう意味で、今後保護者との連携や専門機関、関係機関との連携を確保しなければというふうに考えている。

委員

学校の中で、いろいろな困り事を持っている生徒には、教職員がアンテナを張って見ているが、教職員からみれば、申し分ない学生生活を送っているように見える生徒が、実は悩みを抱えている、ということもある。どのようなアンテナの張り方がいいのか、といったことも考えていかなければいけないと感じている。

現在の「高知県いじめ防止基本方針」はよく練られており、いいものだと考えている。新しい生徒指導提要もあり、今の新しい時代において生徒の主体性がより大事だと言われるようになっている。そういった中で、いろいろな困り事がある中で、個々の生徒たちの対人関係における免疫力といったものを高めるという視点も加わっていくと、より良いのではないかと感じている。学校では、些細で軽微なトラブルに見えるもの、もちろん、間近にいる教員の対応は当然大事となってくるが、そうした中で、子どもたちが成長して社会に出たときの適応力も育つという側面もあるのではないかと感じている。いじめ対応の中で、これまで以上に、生徒個々の対応力の育成を図っていくという視点も重要になってきているように感じている。

委員（進行）

それでは、家庭・学校・地域の連携・協働、こういった観点に対して、保護者の立場からも、ご意見をいただきたい。

委員

いじめは、いじめられる側、いじめる側だけの問題ではないと考える。取り巻く環境もまた大きな影響があり、予防や早期発見、対処が必要だと考える。現代社会においてコロナの影響、また、インターネットやスマートフォンなどの普及により、人との関わりがより一層少なくなってきており、保護者、先生、

友達といった、子どもが信じられる人がみんなで寄り添うことによって、小さな変化に気付くことが大切ではないかと考えている。下を向いている子どもがいれば、友達が寄り添い、また、先生・保護者が寄り添って話を聞く。日本語の寄り添うという言葉は、とても良い言葉だと思っている。同じ目線に立ち、同じ気持ちになり、またそのいじめられている子ども、いじている子どもの同じ立場になって考えるというのが、大事である。

また、地域の方々とのコミュニケーションも大切だと考えている。登下校等の、先生や保護者の目から離れたところでも、地域・社会が子どもたちを見守ることがとても大切であり、日頃からの地域の方々との交流や朝夕の挨拶などで、関わりができてくると考えている。インターネットやAIなど急速に発展しているが、やはり、人と人、お互いへの思いやる気持ちがとても大切だと思っている。私たち親もまだまだ育ちの段階であり、こういった場に参加しながら、みなさんと一緒に問題解決に取り組んでいきたいと考えている。

委員（進行）

ここまで、校内研修の充実、中学校1年生からの学級づくりや、社会性育成プログラムの実施、また、生徒の主体性を尊重して、さらには対人関係の能力あるいは免疫力を高めていくといったことの必要性について意見をいただいた。また、保護者の立場から、保護者も地域も学校も、子どもの目線に立って、それぞれが子どもに寄り添う態度・姿勢で、子どもを理解していくことの大切さについて、意見をいただいた。

会長

基本方針の改定について、掘り下げてもらいたい点があるため発言する。資料2について、県内のいじめの認知件数が全国に比べて多く出ているが、皮膚感覚としては、全国の平均的な状況に比べて、シビアな状況とは感じていない。統計に出てくる数字と実際の状況にギャップがあるのではないかと。また、いじめの重大事案についても、子ども1000人当たりの発生件数が、全国の5倍、6倍となっている。本県の場合は、幅広に把握する、という説明がされているが、具体的に全国と同じ基準で把握した場合は、数字が違ってくるのかどうか。ただ、本県の場合、自治体の重大事態の認知や把握が進んでおり、結果の数字は高く出ているが、実際の重大事態の発生は（全国と比較して）シビアではない、と感じている。統計の数字と実際の状況のギャップを、県民のみなさんが心配しないように説明していく必要がある。秋に公表される全国調査の数字では、その点も考慮した分析が必要と考える。

合わせて、基本方針の中の、PDCAを回していく、という観点についても、どういう状態を高知県としてのいじめ防止の対策の目的として目指していくのか、できる限り数字を含めて、すなわち、検証ができるように、明らかにしていく必要がある。学力のように、全国調査の結果により、数値を縮めていくという作業が、いじめの場合適切かどうか、ということも踏まえながら考えていく必要はあるが、本県はいじめ対策がうまくいっているのか、どんな課題があるのか、ということを実態調査的な数値で測っていく指標があった方がいいと考えている。今回の改訂では、そういった観点からの検討もお願いしたい。

委員（進行）

会長から、本県はいじめの認知件数、重大事態の発生件数について、数値と実際の肌感覚の違いについて、県民の方々に説明していかなければならない、また、PDCAを回していくためにも、目標とするイメージや数字を明確にしていきたい、というお話をいただいた。この点も合わせて、次回発表させていただきたい。ここからは、専門的な立場から、意見をいただきたい。

委員

厳しい環境にある子どもたちへの支援ということに関してだが、さきほど、事案発生後の困難課題に対応でき、生徒指導、また、発達支持的生徒指導、及び課題予防的生徒指導という話があった。福祉の世界も同じで、従来は具体的な課題解決を目指す課題解決型支援が中心であったが、法的な課題や、いじめ、孤立などの精神的な課題について、まだ十分な対応ができないという状況があるため、先ほどの説明にあったとおり、伴走型、または予防型の支援として、高知型地域共生社社会の推進に取り組んでいるところである。ソーシャルワークの網の目プロジェクトとして研修事業を紹介したが、この目的は、困っている人を気にかけて寄り添い、必要な支援に繋ぐということである。

居場所づくりとして取り組んでいる子ども食堂を例にとると、運営に携わっている方、また、地域住民の方々に日頃から子ども、また保護者の方が困り事を気軽に話していただけるような関係をまず作っていただいて、この研修でソーシャルワークの基本的なところを学んでいただくことで、気づいてつなぐという役割を各活動の中でやっていただきたいと考えている。今後の子ども食堂に関する取組としては、未設置の地域を中心に設置を進めていきたいと考えている。また、子ども食堂で、気になる子どもまたは保護者がいた場合には、ボランティアの方々が専門職の方に相談できる、そういった体制の強化を進めていきたいと考えている。

委員

子どもの基本的な人権の尊重という観点からは、成長の過程で、人権を持っている存在として扱われるということ、すなわち、指導される上でも、人権を持っているということが大事であると考えている。人権というのは、「あなたも尊重されるけれども、他の人の人権も尊重されるんだ」というところを、体験によって学んでいくのも、子どもの時代なのではないかと考える。今日の意見の中でも、自尊感情や、他者を思いやる気持ち、あるいは対人関係の免疫力というような視点があったが、私自信も、本日ここに来るまで、尊重された経験や、自分が尊重された、という思いが十分でない場合は、他者に対してどのように出ていくのか、というところを考えていた。

逆に、人を傷つけたり、人を排除してしまったりして、その時に叱られたり、相手方から何か辛い思いをしたということと言われたことが、その後の経験の中で生きていくというようなところもあると考えている。また、人に傷つけられたり、排除されて無視される等のことで被害者になった人の経験も、本人の経験としても、他の人に伝えていく経験としても、成長過程においては、必要なことであり、そういう体験をする人がいるのは当然であると考えている。

いじめを生まない環境づくりは、非常に大事であるが、「いじめ防止対策推進法」で言うところのいじめは非常に広がっているのだから、ここでいじめに当たるものが全く起こらない環境というのは、おそらくないと考えられる。いじめに当たるから駄目だというよりも、この法律ではいじめに当たることを今回してしまったけれども、この次はないように、あるいは他の人に注意できるように、という視点、そして、加害者とされてしまった人への支援というような視点も必要であると考えている。

委員

いじめの報告件数に関して、医療で言えば、医療安全のヒヤリハットの報告件数があり、そこでは、あるレベル以上はちゃんと報告していないと報告件数は少なくなるということになり、報告件数が多いことが必ずしも悪いことではないというものである。また、報告件数について、病院で言うと、病床100床あたりこれ位が平均という数値が出てきているが、いじめについてはそういう数値はあまりでてきていないと思われる。実際に医療機関では、小さな薬の間違いや、ちょっとした怪我をしたといったレベルか

ら、本当に骨折したといった大きいレベルまで全部報告する。そういうことが、組織で当たり前になっているが、学校はそういう組織になっているのか。いろいろな情報を発信して、発信したことで咎められることがないような開かれた状態になっているのか。こういった心理的安全性が保たれていると、先生方も良くしようと思いで、気になることは全部報告し、それに対して周りの先生も、そんなことあるよね、というような感じになる。そういう学校にまずはしていただきたい。

もう一つ、私たちの組織では、虐待対応委員会を作ることになっているが、それと同時に、「良いケアをしよう委員会」というものを作っている。これは、誰かがやっている良いケアを報告するもので、良いケアがどんどん上がってくると、その職場の雰囲気もよくなっていく。新聞等では、学校のなかである能力をもった先生が、学校での良い教室運営をしているという記事が掲載されることがあるが、そうではなく、すべての先生の教室運営がよい実践のベースとして上がるようになればよい。それは、教室で毎日子どもたち2人が3人に、いいこと、周りでも見たいいこと、友人でも、家庭でもよい、聞いたり見たりした、いいことを発表してもらい、教室全体の雰囲気を良くするといったことかもしれない。いじめへの対応の形式は整っているが、それがうまく動いているのか、形を整えるための基本的なこと、具体的なことはどうなのかということ、考えていただきたい。

委員

いじめに関しては、もともと昭和60年に東京中野区の伏見中学校で男子生徒が遺書を残して自殺をした事案が起きた頃から、当時の文部省が専門家の養成に動いていたが、同じ時期にできた臨床心理士が該当者ということになり、スクールカウンセラーとして学校現場に入っていくことになった。しかし、実際に導入されたのは、平成7年に、大津市でいじめによる自殺事案が起こってからであった。いじめについては、平成7年よりもっと前からあったにもかかわらず、ようやく今になって提要も改訂された、というところが実際の流れではないかと、個人的には考えている。そういうことを考えても、大人が考えてはいるが、なかなか時代が変わりにくいということが前提にあるとしたうえで、今までの状況を押さえておいたらどうかと思っている。

そういう中で、今回の提要の改訂は、非常に期待される場所であり、実際の動きも見えてきているが、総括的に、結局今、何がいじめの根底になっているかということを考えておく必要がある。ここまでで、多様性という言葉が出てきたが、多文化というか、いろんな人がいて、いろんな考え方があって、それに対してどれだけ折り合いをつけるかということだが、その中で、今までのこういった会にしても全てが、文語調、すなわち、非常に形式的にならざるを得ないところがあった。しかし、いじめの問題は口語調というか、感情的というか、そういう部分に応じていかないと解決が難しいのではないかと考えている。そして、それをいかに現場の教員が補強していくかについて、当然研修会もあるが、もっと日常的な、普通の授業といったことの中で、先生が一声かけるときに、指導的にやるのか、一緒に仲間として勉強し合うのか、指導というよりも、教諭という言葉の「教え諭す」というところを今一度考える必要があると考えている。

当然、法律ではいじめは禁止されていることだが、大人の立場から「君たちがいじめをするっていうのはすごく悲しいことなんだよ、辛いことなんだよ。」といった、大人としてこう感じているからやめてほしいということを、真摯に願っていく、伝えていくことで、変わっていくっていう可能性があるということを個人的には思っている。

その一つのエッセンスとして、今ちょうど、NHKで放送されている「らんまん」で、牧野富太郎博士の花を愛する心といったものを伝えている中で、人を大事にしよう、というようなことが広まっていくことや、先ほどの意見で出てきた心の免疫力ということに関しては、よさこいが一つそのヒントになるのではないかと考えている。よさこいは、練習をしていく中で、炎天下で踊れるような体力を作っていく。

心の面でも、いろいろな大変なことがきても、それを撥ね除けるだけの力を持つような研修も含めてやっていかないといけないという視点、ある程度たくましい心づくりといったことも、いろいろな場面でやっていく必要があるのではないかと考えている。当たり前のことではあるが、我々の心のことを課題にしたときに、ちゃんと睡眠を取ることができ、食べることができて、適度な運動ができるということで心の安定を図ることができると言われている。もしかしたら、いじめの加害の側も被害の側も、そういう面も含めて十分ではない場合もあるのではないかと。いじめの根源を辿っていくと、普通のしっかりしたことがやれているかどうかということが、ひょっとしたらいじめの予防になっていく、対策になっていくということも含めて、方針の中に是非入れていただくとありがたい。

また、先ほど会長から発言にあった数字については、詳しくは法律の専門家や医療の専門家に尋ねる必要があるが、例えば、アメリカだと弁護士が多いと訴訟が多いという背景があるといったことや、医療費や医師の数が多いと患者が増えるといった統計があると聞いたことがある。いじめの認知件数が多いことについても、そういう目を持つ人が多いから、結果的に数として増えているという見方もできる。そういう意味では、熱心に取り組んでいる県であると言えるのではないかと。そこをもう少しプラスに表現していくことが、高知にとって良い意味があることではないかと考えている。

委員

先ほどから上がっている免疫力について、子どもたちの間で、小さな小競り合いがあるわけだが、それをなくすとすれば、かえって子どもたちが成長しないことになる。その小競り合いが起こったときに、例えば、暴力を振るった方が、何が何でも悪いということではなく、そこに何が起こったかということを知りたい。そういう子どもたちが受診してきて、「僕はこうだったんだ」というようなことを医師に話すことがあるので、やはりそういう丁寧な対応があれば、子どもたちが変わってくる場所があるかもしれない。発達障害を持つ子どもたちにも、その行動を起こした基本がある、是非そういう視点で考え、個々の現場でどう対応するかという感覚を、全員で持っていただきたい。

委員（進行）

個々の専門家の立場からいろいろご意見いただいた。その中には、心理的安全性のある学校、学級にしていかなければいけないという大事なお話であった。駄目だということ指導することは一定必要なことだが、もっと感情を述べて一緒に考える、一緒に育っていくというような雰囲気を作っていくといった取組も必要だということ、また、いじめに当たる行為が、全てにおいてなくなるわけではないが、やはりそれに気付く、あるいは反省して修正するということも必要なのではないかと、そういった意味で加害者支援をしていくということも重要ではないかといったお話をいただいた。

改定に向けて求められる視点については、これまでの高知県での取組及び社会情勢の変化を踏まえて、いじめを生まない環境づくりや、未然防止に向けて、今後の「高知県いじめ防止基本方針」に盛り込んでいくべき事柄、そして内容について、貴重なご意見をいただいた。これらのことについては、反映していきたい。そして、会長から宿題をいただいた点についても、事務局での対応をお願いする。

会長挨拶

本日の協議会の閉会にあたり一言御礼を申し上げたい。委員の皆様方には終始ご熱心にご議論いただき大変感謝している。この4月から、国においても、子ども家庭庁が設けられ、子ども真ん中社会の実現に向けて今までと次元の異なる教育支援策を行っていく、国全体も大きくその方向に向かっているという大きな節目のタイミングにある。そうした中で、本県で現在行っているいじめ防止基本方針における主な取組、更にはそのいじめ防止基本方針の改定に向けて、必要な視点について、それぞれに貴重なご意

見をいただいた。

今年度後半に予定している第2回協議会では、秋に公表される全国調査の結果を踏まえつつ、よく実態について改めて分析をした上で、こういった方向を高知県のいじめ防止対策を基本的な方針として目指していくかということによりクリアにできるような形の基本方針にしていきたいと、私自身が考えており、そうした観点から事務局においても、準備を進め、また、委員の皆様方にはご議論いただけますようお願いして、本日の挨拶とさせていただきます。